

大都市圏バイヤー個別商談会事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、県産品を製造する事業者（以下「県内メーカー」という）は、国内外への見本市や展示会の中止・延期のほか、県をまたぐ移動の自粛等により商談の機会がなく、販路開拓の課題を抱えている。

また、2025年には、大阪・関西万博の開催が控えており、今後、販路を首都圏のみならず関西圏にも広げていくことは県内事業者にとっても必要である。

加えて、コロナ禍での外出・移動の自粛が長期化し、自宅を中心とした社会生活となるなかで、今まで以上に地産地消が加速している。

そこで県は、ウィズコロナ、アフターコロナにおける県産品販売やマーケティング機会を創出するため、大都市圏バイヤー等と県内メーカーがマッチングする個別商談会を開催することにより、県内メーカーの販路開拓を促進する。

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 委託事業の内容

下記の業務を実施することにより、県内メーカーによる大都市圏等への販路開拓を支援すること。

(1) 個別商談会の開催

首都圏や関西圏等の百貨店、セレクトショップ、大手スーパー等の大都市圏バイヤー及び地域の特産品を幅広く取り扱うECサイトの運営事業者等と県内メーカーがマッチングする個別商談会を開催すること。

①バイヤーの選定

- ・バイヤーの選定は、事前に県の了解を得ること。
- ・商品の導入決定に影響力を持っているバイヤーを8社以上選定すること。うち、2社以上は、過去3年間に県商工労働部の個別商談会事業に参加していない新規バイヤーとすること（別表参照）。
- ・実店舗での販売、カタログギフトへの掲載など、バイヤーのニーズや条件をよく把握したうえで、県内メーカーの販路拡大につながることを期待できるバイヤーを選定すること。

②県内メーカーの募集、選定

- ・募集方法及び選定方法は、事前に県の了解を得ること。
- ・バイヤーと事前調整を行い、ニーズについて十分な情報を得て、それに合致する県内メーカーの募集を行うこと。
- ・商談会の参加を希望する県内メーカーが多く得られるよう募集方法について工夫すること。

③商談会の準備

- ・商談会開催に必要な機材や設備（例：商談場所、PC、タブレット、インターネット回線等）を準備すること。

- ・オンライン型商談会の場合は、ウェブカメラ、ウェブ会議システム等も準備し、通信、機材の接続等を商談会の前に確認すること。また、商談会に参加する県内メーカー向けに、必要に応じて通信テストや機材の操作方法を説明すること。
- ・商談会の前にバイヤーが必要とする資料やサンプルを取りまとめ、送付すること。

④商談会の開催

- ・必要に応じて、ウェブ会議システム等を使用するオンライン型の商談会を開催すること。
- ・対面型で商談会を行う場合は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うこと。
- ・コロナ禍（非常事態宣言などが適用されている期間）の対面型の商談会は、県と協議の上開催方法を決定すること。
- ・商談会の開催回数は8回以上とすること。
- ・一商談会につきバイヤーは1社、参加する県内メーカーは10社程度とすること。
- ・商談会の進行、タイムキーパーを行い、トラブルが起きた際は速やかに対処すること。

(2) テストマーケティングの開催

首都圏または関西圏の百貨店やセレクトショップ等の感度の高い消費者の声を収集することができる店舗において、テストマーケティングを1店舗以上で開催すること。

①テストマーケティング店舗の選定

- ・選定にあたっては、事前に県の詳細を得ること。
- ・実施する店舗は、客数規模、客層、客数の多い曜日・時間帯等を十分に検討し選定すること。

②県内メーカーの募集、選定

- ・募集方法及び選定方法は、事前に県の詳細を得ること。
- ・店舗責任者等と事前調整を行い、ニーズについて十分な情報を得て、それに合致する県内メーカーの募集・選定を行うこと。
- ・テストマーケティングの参加を希望する県内メーカーが多く得られるよう募集方法について工夫すること。

③テストマーケティングの開催

- ・必要に応じて、事業者の補助を行うこと。
- ・テストマーケティングを実施する県内メーカーは計5社程度とすること。
- ・消費者に対してアンケートを実施するなどして、県内メーカーが消費者の声を把握できる機会を確保すること。

(3) セミナーの開催

セミナーはオンライン又は対面型を検討し、事前に県の詳細を得てから開催すること。

- ・県内メーカー向けに商談の成約率向上を目的としたセミナーを2回以上開催すること。
- ・セミナーの内容には、FCPシートの作成、オンライン商談の進め方、商談時にバイヤーからよく聞かれる質問などを含めること。
- ・必要に応じて、ウェブ会議システム等を使用したオンライン型のセミナーを開催

すること。

(4) アンケートの実施

本事業の効果を検証するため、各事業の終了後にアンケートを実施し取りまとめ、県に報告すること。また、アンケートの様式は事前に県の了解を得ること。

(5) 成約状況の確認

商談会終了後、契約期間満了日までに成約状況をバイヤー等に確認のうえ、商談会の成果として県に報告すること。また、確認の内容は事前に県の了解を得ること。

4 業務の実施体制

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整等を行い、業務全体を管理する業務責任者を配置すること。

5 県への報告書類

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上、行うこと。

事業終了後は、委託事業完了届及び事業の実施結果を取りまとめた実績報告書を速やかに提出すること。実績報告書には3の(4)～(5)で調査した内容を盛り込むこと。

6 支払条件等

- (1) 本業務に係る経費は、原則として、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。
- (2) 業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 著作権等保護

本事業遂行の結果生じた著作権、意匠権その他これに類する権利等は、当該権利等に係る商品を生産する県内メーカーに帰属する。

(4) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰する事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができる。そのために県に損害が生じた場合は、受託者は賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別表

過去3年間に県商工労働部の個別商談会事業に参加したバイヤー一覧

AKOMEYA TOKYO (株式会社サザビーリーグ)	伊藤忠食品株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社小田急百貨店
株式会社日本百貨店	株式会社近鉄百貨店
株式会社京王百貨店	株式会社ごっつお便
株式会社中川政七商店	株式会社まるごとにつぼん
株式会社そごう・西武	代官山蔦屋書店 (株式会社 T-SITE)
日本のご馳走 えん (株式会社ビー・ワイ・オー)	東急ハンズ
株式会社名古屋三越	Makuake (株式会社マクアケ)
株式会社リトルクリエイティブ センター	株式会社 JALUX
St. Cousair (株式会社サンクゼール)	久世福商店 (株式会社サンクゼール)
株式会社名鉄レストラン	株式会社名鉄百貨店
JR 東海 (東海旅客鉄道株式会社)	